

令和4年度（2022年度）
青森労働局行政運営方針のあらまし



重点施策等

- I 労働行政を取り巻く情勢 P 1
- II 雇用維持・労働移動等に向けた支援やデジタル化への対応 P 2
- III 多様な人材の活躍促進 P 5
- IV 誰もが働きやすい職場づくり、生産性向上等の推進 P 9



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省 青森労働局



青森労働局HP

[https:// jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/](https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/)

〒030-8558 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎 Tel017-734-4211(雇用環境・均等室)

I 労働行政を取り巻く情勢

1 青森労働局における行政課題

青森労働局では、長期化する新型コロナウイルス感染症による労働環境への影響を最小限に抑えるため、事業の継続や従業員の雇用維持に取り組んでいる企業への効果的な支援を重要な柱として雇用調整助成金等の支給による対応を行ってきました。

また、休業を余儀なくされた中小企業の労働者等のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対しては、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給による対応を行ってきました。

しかしながら、離職者数が30人以上となる大量離職事案が複数件発生するなど、宿泊業、飲食サービス業をはじめとした幅広い業種に影響が出ています。

一方、青森県の生産年齢人口の構成比は年々低下し、老年人口は過去最高となっており、今後も少子高齢化が見込まれる中で、労働力の確保や生産性向上等に引き続き取り組む必要があります。

【青森労働局における雇用調整助成金、休業支援金・給付金の支給実績】

		令和2年度	令和3年度 (2月末現在)	合計
雇用調整助成金 (特例措置)	支給決定件数	16,042件	14,389件	30,431件
	支給決定金額	133.3億円	89.2億円	222.5億円
休業支援金・給付金	支給決定件数	3,843件	5,173件	9,016件
	支給決定金額	2.2億円	2.9億円	5.1億円

出所：青森労働局

2 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策



青森労働局をはじめ、青森県内の労働基準監督署及びハローワークにおいては、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、アルコール消毒液の設置、職員に対する手洗いや咳エチケットの徹底などの対策を講じるとともに、各種セミナー、説明会等の分散開催やオンライン開催により、これらの参加者の3密回避を図るよう努めます。

また、接触をできる限り減らす観点から、電子申請・郵送での各種申請・届出、電話による労働相談、インターネットを通じた情報収集等利用者が来庁しなくても利用できるサービスの提供に努めます。

Ⅱ 雇用維持・労働移動等に向けた支援やデジタル化への対応

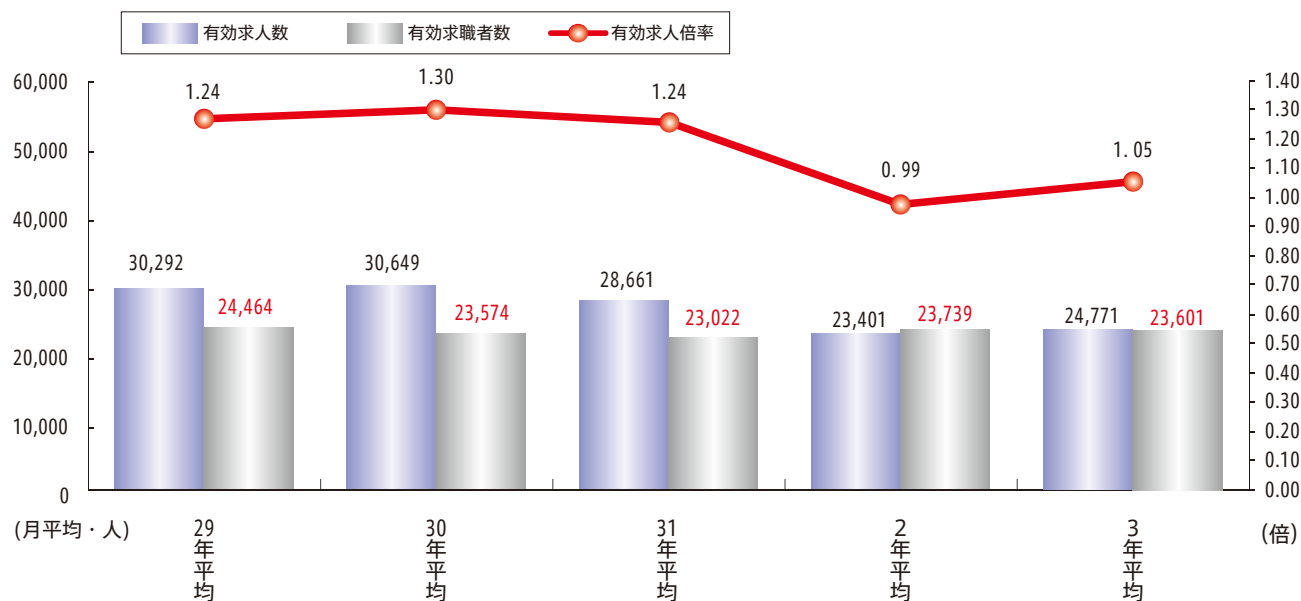
1 最近の雇用情勢

令和3年の平均有効求人倍率は、大幅悪化となった前年を0.06ポイント上回り、1.05倍と2年ぶりに1倍を上回りました。

求職者数は人口減少等の影響と雇用調整助成金等の雇用維持支援により減少し、また、前年に大きく減少した求人数は増加に転じ、有効求人倍率が上昇しました。

しかし、コロナ禍以前の水準には回復しておらず、一部業種は依然として厳しい状況が続いています。

青森県有効求人倍率の推移（年別・実数値）



資料：青森労働局「職業安定業務統計」

2 重点的な取組

（1）雇用維持及び再就職への支援

ア 雇用調整助成金等による雇用維持の取組への支援

新型コロナウイルス感染症の特例措置に係る雇用調整助成金等の迅速かつ適切な支給を図り、雇用維持に取り組む事業主を引き続き支援します。

イ 求職者支援制度による再就職支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず離職した方の再就職を促進します。また、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援制度の積極的な周知・広報を行うとともに、ハローワークにおいて能動的に訓練の受講あっせんを行います。

再就職、転職、スキルアップを目指す皆さまへ

求職者支援制度のご案内

月10万円
給付金

+

無料の
職業訓練

+

就職
サポート

求職者支援制度の申し込みは、
ハローワークで受け付けています
まずは、住所地を管轄する
ハローワークにご相談ください

[所在地・連絡先]

[制度の詳細]

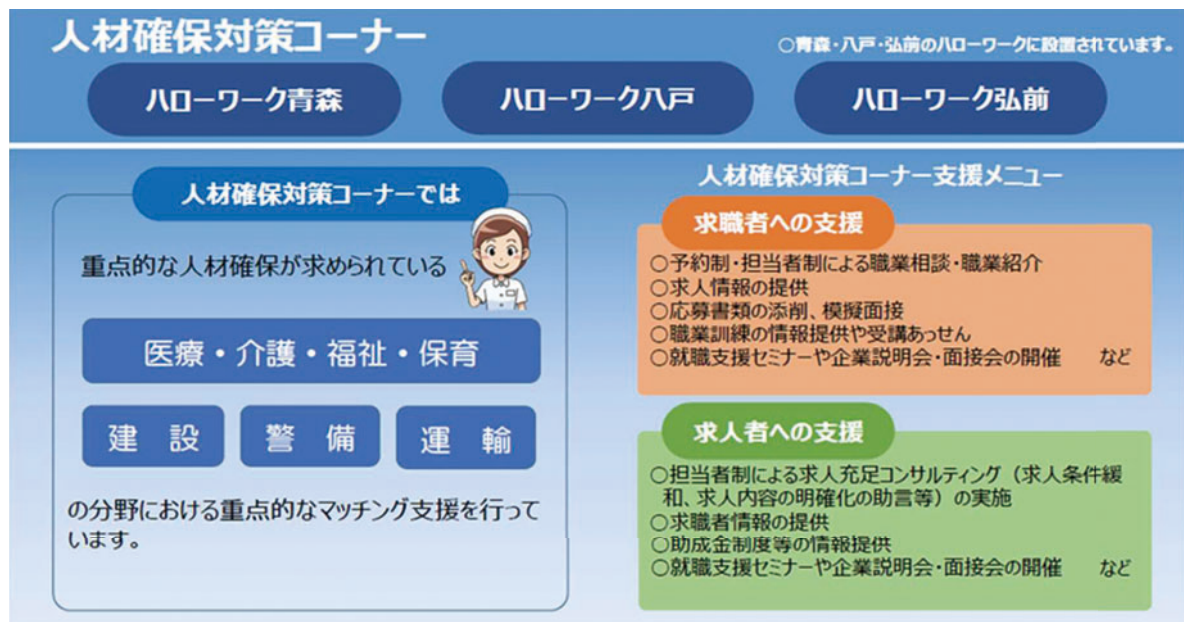
[制度の紹介動画]

(2) 人手不足分野や地域間の円滑な労働移動の推進

ア 人材確保対策コーナーでの支援

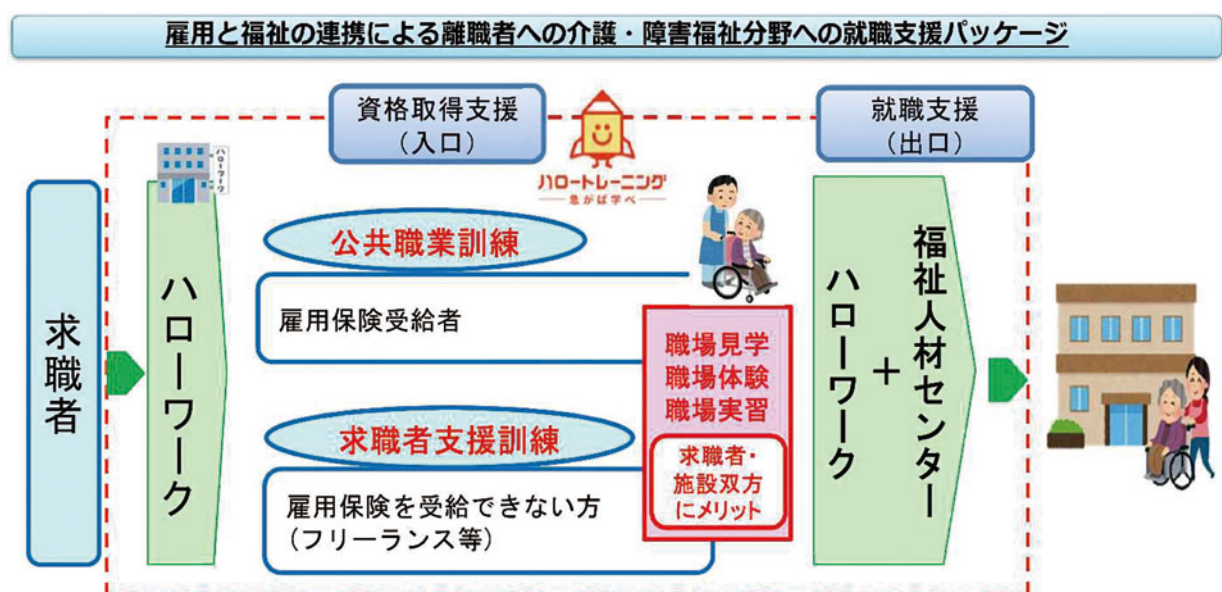
医療・介護・福祉・保育等の分野など雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、青森、八戸及び弘前の各ハローワークに設置する「人材確保対策コーナー」を中心に、早期再就職に向けた求職者ニーズの把握と求人者に対する求職者情報の提供や求職者ニーズに基づいた求人条件緩和、求人内容の明確化の助言等を行います。

また、資格・経験を有するものの、医療・介護・福祉・保育等の分野への就職を希望していない求職者に対しても当該分野への就職の契機となるよう、人材確保対策コーナーの利用を積極的に働きかけ、担当者制による就職相談・職業紹介等の就職支援等により、重点的なマッチング支援を行います。



イ 雇用と福祉の連携による、離職者の介護・障害福祉分野への就職支援

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保を支援するため、ハローワーク、訓練機関及び福祉人材センターの連携強化による就職支援を行います。



(3) デジタル化の推進

ア デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援

デジタル分野に係る公的職業訓練の受講を推奨し受講につなげるとともに、訓練期間中から訓練終了後までのきめ細かな担当者制による就職支援により、デジタル分野における再就職の促進を図ります。



イ ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進

ハローワーク利用者の利便性向上を図るため、オンラインでの職業紹介や求人申込み等を可能とする求職者・求人者マイページの周知・利用促進の取組を積極的に実施します。

また、ハローワークに來所できない求職者のニーズに対応するため、オンラインによる職業相談の実施、ホームページ等を活用した情報発信の強化等により、自宅でも求職活動ができるようサービスの向上を図ります。

青森新卒応援ハローワーク

オンライン職業相談のご案内

青森新卒応援ハローワークを利用されている求職者向けのサービスになります

オンライン職業相談とは

オンラインミーティングアプリ「ZOOM」を活用して、職業相談を行うサービスです。自宅などにいながら、インターネットを通じてリアルタイムで行います。お互いの表情が見えるため、窓口の相談と変わらない状況で安心して相談できます。

※ 原則、大卒、大学院・大学・高等専門学校・専修学校・短大を卒業年次の方及び既卒者（卒業後3年以内の方）が利用対象です。

青森新卒オンライン職業相談 検索

青森新卒応援ハローワーク（オンライン職業相談）

オンライン職業相談をご利用の前に規約をお読みください。

オンライン職業相談利用規約

「求人者マイページ」のご案内

ハローワークインターネットサービス上に求人者専用の「求人者マイページ」を開設すると、会社のパソコンから求人申込みや内容変更などのサービスをご利用いただけます。ハローワークの窓口でマイページの開設手続きをご案内しています。

「求人者マイページ」でできること

- 会社のパソコンから求人情報を入力し、求人を申し込むことができます。また、申し込んだ求人内容の確認・変更や求人の募集停止、事業所情報の変更することができます。
- 事業所の外観、職場風景、取扱商品などの画像情報の登録・公開することができます。
- ハローワークからオンラインで職業紹介（オンラインハローワーク紹介）を受け取ることができます。
- 求職者からの応募を直接受けること（オンライン自主応募）ができます。
- ハローワークからご紹介した求職者（応募者）の紹介状の確認、選考結果（採用・不採用）の登録（ハローワークに連絡）ができます。
- メッセージ機能（ハローワークからご紹介した求職者（応募者）とのやりとり）が利用できます。
- 求職情報を検索することができます。



求職者マイページのご案内

ハローワークインターネットサービス上に「求職者マイページ」を開設すると、ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンなどから、求人検索条件の保存などのサービスが利用でき、お仕事がしがより便利になります。

「求職者マイページ」でできること

- 登録した求職情報を確認することや変更することができます。
- 求人の検索条件を保存したり、気に入った求人を保存することができます。
- ハローワークでご紹介した求人の内容や紹介状、応募履歴を確認することができます。
- ハローワークからおすすめの人情報を受け取ることやオンラインで職業紹介（オンラインハローワーク紹介）を受けることができます。
- 求人に直接応募すること（オンライン自主応募）ができます。
- メッセージ機能により、応募した求人の担当者ややりとりができます。



※ メッセージをやりとりできるのは、求人事業所が「求人者マイページ」を開設している場合です。

Ⅲ 多様な人材の活躍促進

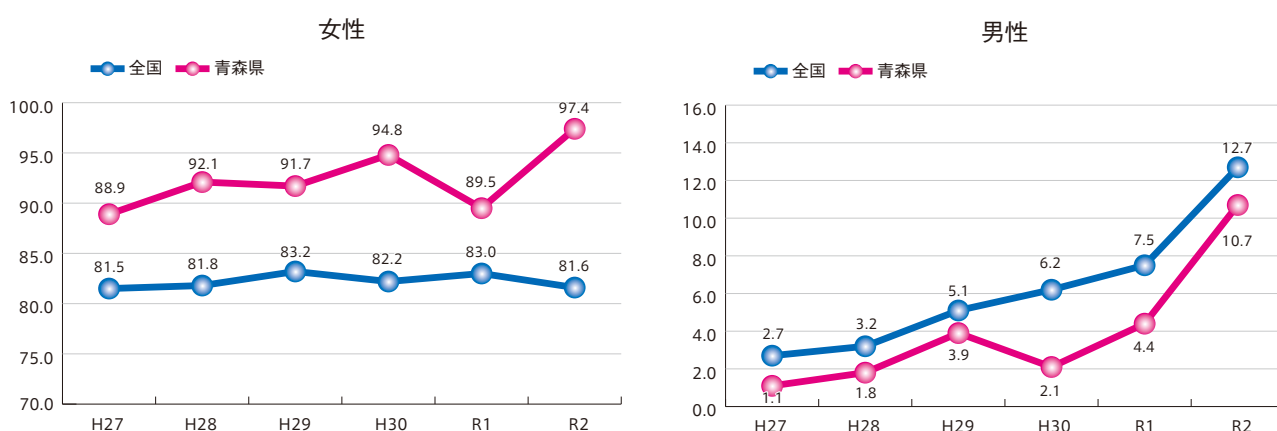
1 男性の育児休業取得等・女性活躍の促進

(1) 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備の推進

男女とも仕事と育児等の両立を推進するため、育児・介護休業法が改正され、令和4年4月から段階的に施行されます。子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みである産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設等の改正内容のほか、「パパ・ママ育休プラス」や「育児目的休暇」等の男性の育児に資する制度について、労使団体等と連携して周知に取り組みます。

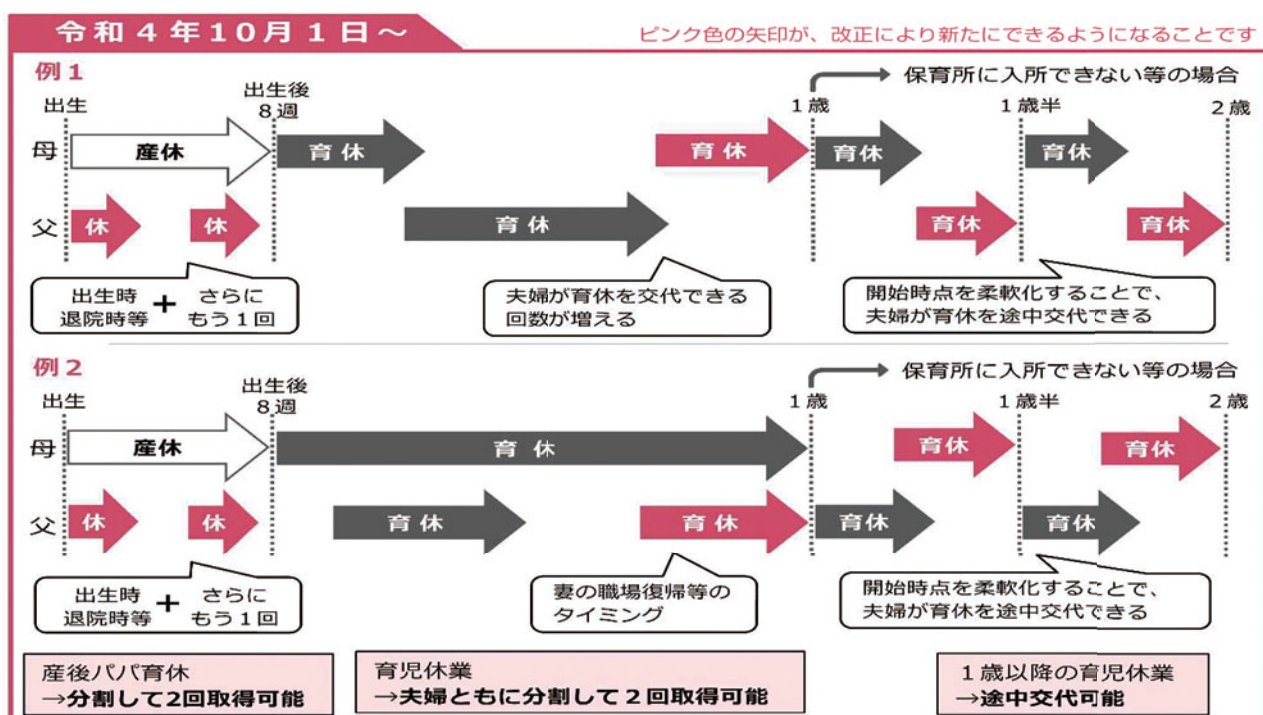
また、育児休業取得に向けた環境整備の取組事例集や両立支援等助成金の活用を推進し、仕事と育児が両立できる職場環境の整備を図ります。

育児休業取得率の推移



育児休業取得率＝ $\frac{\text{出産者のうち、調査年の10月1日までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数}}{\text{調査前年の9月30日までの1年間の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数}}$

資料出所 全国：厚生労働省「雇用均等基本調査」、青森県：「中小企業等労働条件実態調査」



(2) 女性活躍推進のための職場環境の整備の推進等

令和4年4月から改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が常用労働者数101人以上の事業主に拡大されたことから、計画の策定が確実に行われるよう、報告徴収等の実施により、法の着実な履行確保を図ります。

また、不妊治療と仕事の両立に関する周知啓発及び相談支援、母性健康管理措置の履行確保及び職場環境の整備に取り組む事業主に対する両立支援助成金による支援を行い、不妊治療を受ける労働者や妊娠中の女性労働者が継続して活躍できる職場環境の整備の推進を図ります。

さらに、新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるを得ない保護者である労働者を支援する助成金を支給します。

ハローワーク青森 マザーズコーナー



2 新規学卒者への就職支援

令和4年3月卒業予定者の就職内定率（令和4年1月末現在）を見ると、大学等では85.2%（前年同月86.7%）、高校では92.4%（前年同月92.0%）となっています。

第2の就職氷河期世代をつくらないため、新規学卒者等を対象に、広域的な求人情報の提供や就職支援セミナー・面接会を実施するとともに、新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターによる担当者制を基本とした個別相談、求人の紹介等就職まで一貫した支援を実施します。

高卒者等に対しては、企業説明会、就職ガイダンス、就職支援セミナー等を開催し、企業や職業に対する理解を深める支援を実施します。

大卒者等に対しては、企業説明会の開催、大学等を訪問して行う出張相談及び窓口での個別相談等を実施します。



担当のナビゲーターにじっくりと相談することで、就職までの道筋が見え、精神的な負担が軽くなりました。



今まで分からなかった自分の強みを発見することができ、面接でもアピールできました。

3 就職氷河期世代の活躍支援

いわゆる就職氷河期世代は、現在、30代半ばから40代半ばに至っており、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができず、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している状態にあります。

そのため、就職氷河期世代の抱える固有の課題や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、同世代の活躍の場を更に広げられるよう、令和2年度から3年間で集中的に取り組めます。なお、取組に当たっては、あおもり就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを通じて、地域一体となって推進します。



主な取組

- ◆ 不安定な就労状態にある方へ
 - ・ハローワークを始めとした相談体制の整備・充実
 - ・職業訓練の実施等による雇用機会の拡大
 - ・就職支援コーディネーターによる「職場実習」の受入企業の開拓
 - ・企業と就職氷河期世代のマッチングを図る就職面接会等の開催
 - ・助成金等による正社員雇用・正社員転換等企業の取組支援
- ◆ 長期にわたり無業の状態にある方へ
 - ・地域若者サポートステーションと福祉関係機関との連携強化による相談体制の整備・充実
 - ・地域若者サポートステーションの専門相談員による職業意識やコミュニケーション能力向上
 - ・地域若者サポートステーションで提供する「職場体験・見学」の受入れ先拡大
- ◆ 社会参加に向けた支援を必要とする方へ
 - ・支援対象者の実態把握
 - ・自立相談支援機関におけるアウトリーチ支援等の相談支援の強化
 - ・支援者の資質向上に向けた研修の実施
 - ・市町村プラットフォームの形成に向けた好事例の紹介など市町村支援

4 高齢者の就労・社会参加の促進

65歳までの雇用確保措置の導入状況（令和2年6月1日現在）は、常時雇用労働者数31人以上の企業において99.9%（前年同）となっています。

70歳までの就業機会確保に向けた環境整備を図るため、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等を行う企業に対し、周知・啓発を行います。

また、65歳以上の方の再就職支援に重点的に取り組むため、青森、八戸、弘前及び五所川原の各ハローワークに設置している「生涯現役支援窓口」において、高年齢求職者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援、セミナーや面接会等のイベントを実施し、多様な就業ニーズに応じた再就職支援を行います。

高年齢者の雇用・就業機会の確保について

1 65歳までの雇用確保について(義務)

事業主に対して、65歳までの雇用機会を確保するため、高年齢者雇用確保措置(①65歳までの定年引上げ、②定年制の廃止、③65歳までの継続雇用制度の導入)のいずれかを講ずる必要があります(義務)。

2 70歳までの就業機会の確保について(努力義務)

65歳までの雇用確保(義務)に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずるよう努める必要があります(努力義務)。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度(再雇用制度、勤務延長制度)の導入(特殊関係事業主に加え、他の事業主によるものを含む)
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

創業支援等措置
(雇用によらない措置)
(過半数労働組合又は労働者の過半数を代表するものとの合意を得て導入)

5 障害者の就労促進

民間企業における雇用障害者数（令和3年6月1日現在）は、3,679.0人（前年3,571.5人）となり、実雇用率は2.36%（前年2.30%）、法定雇用率（2.3%）達成企業の割合は53.6%（前年54.1%）となっています。

ハローワークと地域の関係機関が連携し、特に、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化を図ります。

公務部門の障害者の雇用促進・定着支援を推進するため、ハローワークにおけるマッチングを促進するとともに、障害特性に応じた個別支援、障害に対する理解促進のための公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を労働局が講師となり、年に2回実施します。

(国および地方公共団体の方へ)

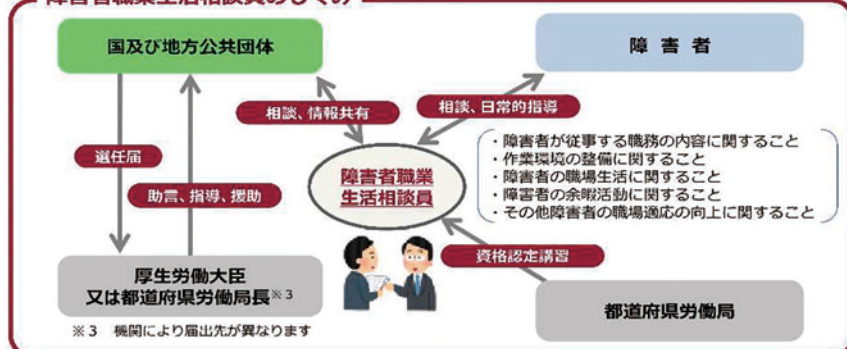
「公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習」のご案内

～国や地方公共団体で、5人以上の障害者が勤務する事業所では、障害者職業生活相談員を選任することが義務づけられました～

国および地方公共団体の任命権者は、5人以上の障害者が勤務する事業所において、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、厚生労働省が定める選任されるための要件※1を満たす職員から、障害者職業生活相談員を選任することが義務づけられました。選任された障害者職業生活相談員は、その事業所に勤務する障害者の職業生活全般の相談や指導を行います。

都道府県労働局では、「公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習」を実施します

障害者職業生活相談員のしくみ



Ⅳ 誰もが働きやすい職場づくり、生産性向上等の推進

1 誰もが働きやすい職場づくり

(1) 職場における感染防止対策の推進

引き続き「取組の5つのポイント」や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用し、職場における感染防止対策について周知します。

(2) 長時間労働の抑制

ア 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成（働き方改革推進支援助成金）を行うとともに、県内企業における好事例の収集と紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を実施します。

また、局が委託する「働き方改革推進支援センター」による窓口相談や個別訪問支援、セミナーの実施等に加え、業種別団体等に対する支援を実施します。

青森労働局のホームページでは、
県内企業の取組事例を紹介しています！



青森労働局が委託している「働き方改革推進支援センター」では、働き方改革に係る相談（同一労働同一賃金、長時間労働の抑制、助成金など）、セミナーへの講師派遣、社会保険労務士等専門家による個別訪問支援（無料）に加え、業種別団体等に対する支援を実施しています。



twitter



Facebook

コロナを乗り越えよう 事業主を支援します

青森働き方改革推進支援センター

の利用をお待ちしています

職場でこんな悩みはありませんか？

- 同一労働同一賃金は何をすれば
- コロナ禍で利用できる助成金はないか
- 採用してもすぐ辞めてしまう
- 有給休暇の与え方？
- 時間外労働の計算方法？
- 産後パパ育児とは？

どこに相談すればいい？
どうしたらよいだろう？

無料でご利用いただけます

その悩み専門家に相談しませんか？（社会保険労務士が担当いたします）

相談コーナー 来所・電話・Zoomによる相談をお受けします。	訪問コンサルティング 課題解決のため事業場に訪問して労務管理のアドバイスをいたします。（3回まで利用できます。）
出張相談会支援 青森県内各地で開催する相談会でお受けします。	セミナー開催支援（事業主団体） 事業主団体会員を対象としたセミナーへ講師を派遣いたします。

働き方改革全般について事業主、事業者団体の取組を支援いたします。

相談・個別訪問支援・出張相談会支援・セミナー開催支援はすべて【無料】でご利用いただけます。お気軽にご利用ください。

青森働き方改革推進支援センター

- 相談コーナー 青森市本町5丁目5-6 青森県社会保険労務士会館
- 電話 0800-800-1830（フリーダイヤル） ■Fax 017-718-8846
- メール hatarakikata@sr-aomori.info
- 受付時間 平日9:00～17:00（土・日・祝日・12月29日～1月3日除く）

Twitter Facebook

時間外労働の削減、年次有給休暇の取得を促進した事例

業種・規模	◆時間外労働の削減
建設業・23人	水曜日をノー残業デーにしたことにより、建設業だから「長時間労働」や「休日返上」などは仕方ないという意識が変化し「定時に終わらせる方法」について話し合う機運が高まり、業務の見直しを進めている。
建設業・34人	従業員がさらに働きやすい環境を整備するため、毎週水曜日をノー残業デーとして設定、他の曜日でも残業を行わずに業務を終了できることを目標とし、ノー残業デーを他の曜日も行えるよう時間外労働削減に取り組んでいる。
建設業・26人	残業は当たり前という雰囲気を変えるため「毎日ノー残業デー」を掲げ、残業ゼロに取り組んだことにより40%以上削減。最も強い者が生き残るのではなく、最も賢い者が生き延びるものでもない。唯一生き残ることができるのは、変化できる者である。という社長の座右の銘を働き方改革でも実践。
業種・規模	◆年次有給休暇の取得促進
社会福祉施設・52人	職員の休暇取得に関する意識や意向を会議時にヒアリング。職員の望む休暇制度を定期的に把握することにより、誕生日には心と体をリフレッシュしてもらおうと温泉入浴券をプレゼントする等の施策を実施し、年次有給休暇の取得を促進している。
総合建設コンサルタント業・39人	時間単位の年次有給休暇制度の導入やリフレッシュ休暇で旅行などをした社員には費用の一部を支給する等の制度を採用したところ、2012年には54%であった年次有給休暇の取得率が2019年には71%に向上。さらに、有給休暇届出簿の「取得日数」欄に「目標日数」を記入する欄を設けることで「取得目標が見える化」し、取得が進まない社員に対しては、声掛けを実施するようにしている。
建設業・23人	まずは年次有給休暇制度を1時間単位で取得できるように改定。今まで、年次有給休暇を育児や介護のために使うには気が引けると感じていたという社員の話を聞き、年次有給休暇と特別休暇制度を合わせて周知し、気軽に取得できるよう促している。

イ 長時間労働の抑制に向けた監督指導等の実施

各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等に対する監督指導を実施します。

また、過労死等防止啓発月間（11月）に過重労働解消キャンペーンの実施や過労死等防止対策推進シンポジウムの開催など、過労死等防止のための対策に取り組みます。

(3) 労働条件の確保・改善対策

ア 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する啓発指導等の実施

新型コロナウイルス感染症の影響による大量整理解雇等に関する情報収集に努め、適切な労務管理がなされるよう啓発指導を実施します。

また、企業の倒産により賃金の支払いを受けられないまま退職した労働者の救済を図るため、未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運用します。

イ 法定労働条件の確保等

中小規模の事業場における法定労働条件の確保、管理体制の確立及び労働基準関係法令の遵守の徹底を図るため、必要に応じて具体的な是正改善に向けた取組方法を助言するなど、きめ細かな情報提供に努めます。

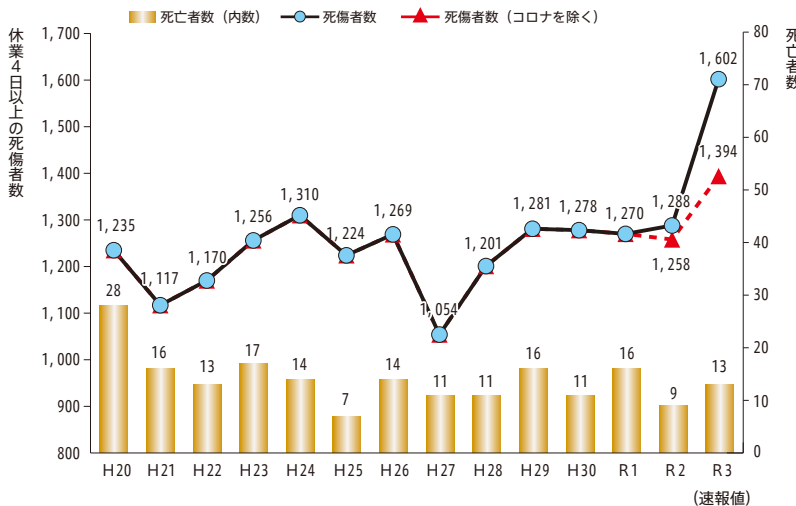
(4) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

令和3年における休業4日以上之死傷災害（以下「労働災害」という。）の発生状況については、死亡者数が13人（令和4年2月速報値）と前年より4人増加し、労働災害による死傷者数は1,602人（令和4年2月速報値）と前年と比べて314人（24.4%増）しています。

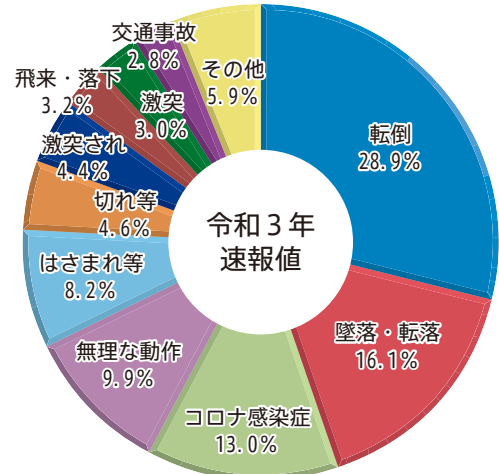
労働災害の事故の型別では、転倒によるものが28.9%、墜落・転落によるものが16.1%と高い割合を占め、次いで新型コロナウイルス感染症が13.0%を占めています。

また、労働災害のうち60歳以上の高年齢労働者が占める人数及び割合は、共に年々増加傾向にあり、令和3年における割合は29.8%を占めています。

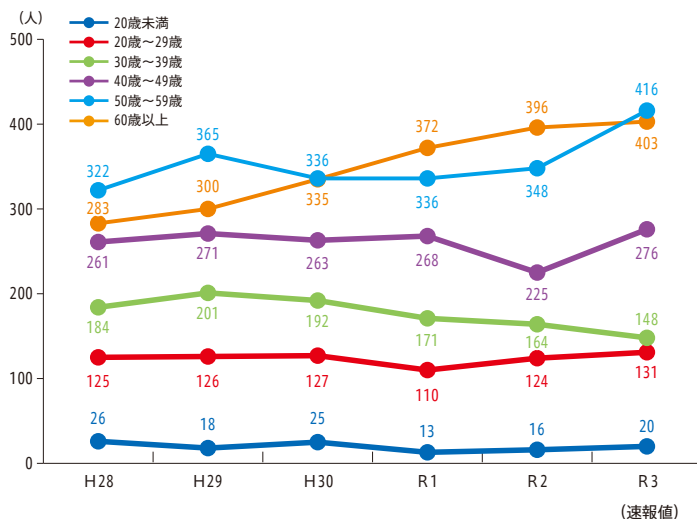
青森県における労働災害発生状況の推移



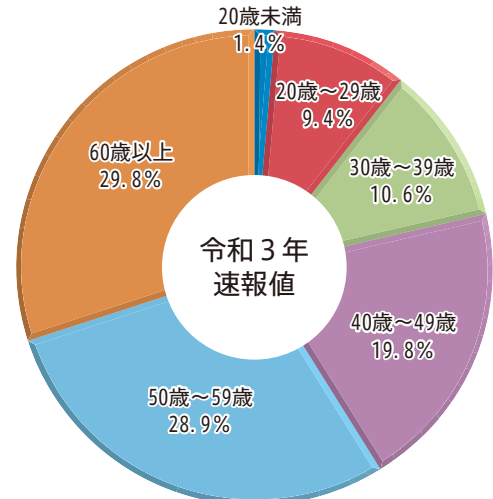
事故の型別労働災害発生割合



年齢別労働災害発生状況の推移
(新型コロナウイルス感染症を除く)



年齢別労働災害発生割合
(新型コロナウイルス感染症を除く)



ア 第13次労働災害防止計画に基づく重点対策の推進等

第13次労働災害防止計画（平成30年度～令和4年度）の最終年度に当たる令和4年度は、労働災害の減少を喫緊の重要課題として、労働災害防止団体、事業者団体、関係機関等とも連携を密にしながら、①建設業におけるはしご、脚立等からの墜落・転落災害の防止、②陸上貨物運送業における荷役作業時の墜落・転落災害の防止、③製造業におけるはさまれ・巻き込まれ災害の防止、④全業種における転倒災害の防止に重点を置いた対策を徹底します。

また、本年1月から施行された建設アスベスト給付金制度の周知啓発を図るとともに、懇切丁寧な相談支援を行います。

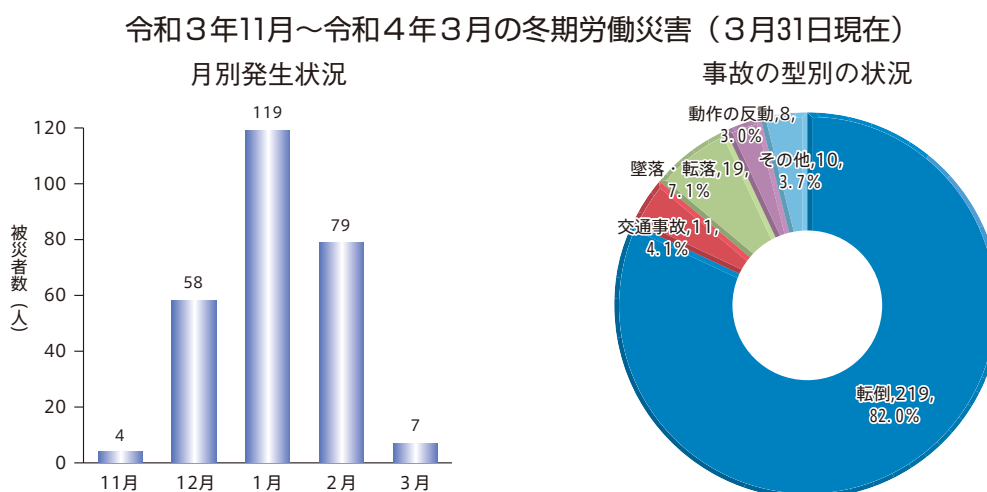
イ 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び中小企業による高齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図り、企業における自主的な取組を支援します。



ウ 冬期災害防止対策の推進

冬期労働災害（冬季特有の気象条件による積雪・凍結・寒冷に起因する労働災害）が多発する12月から2月までの3か月間において、転倒、墜落、交通災害防止を重点とした冬期労働災害防止運動を積極的に展開することとし、労働災害防止団体、事業者団体、関係機関等に対して幅広く周知啓発を行います。



（5）迅速かつ公正な労災補償の実施

脳・心臓疾患事案及び精神障害事案については、労働時間以外の付加要因の見直しやパワーハラスメントを明示した改正労災認定基準を踏まえ、迅速・的確な労災認定を行います。

新型コロナウイルス感染症に係る労災補償については、早期救済の観点から迅速な労災認定に努めます。

（6）総合的なハラスメント対策の推進

令和4年4月から中小企業においてもパワーハラスメント防止措置が義務化されたことを踏まえ、事業主に対して、適切なハラスメント防止措置が講じられるよう、ハラスメント相談窓口担当者等向け研修事業やウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの周知を行うとともに、職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施します。

労働者と事業主の話し合いによる問題解決が難しい事案については、紛争解決援助制度を活用することにより、解決を図ります。



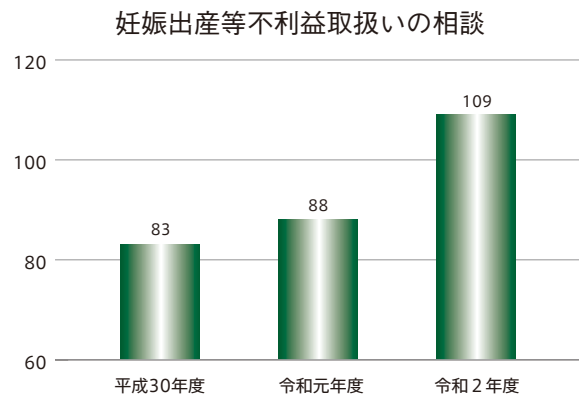
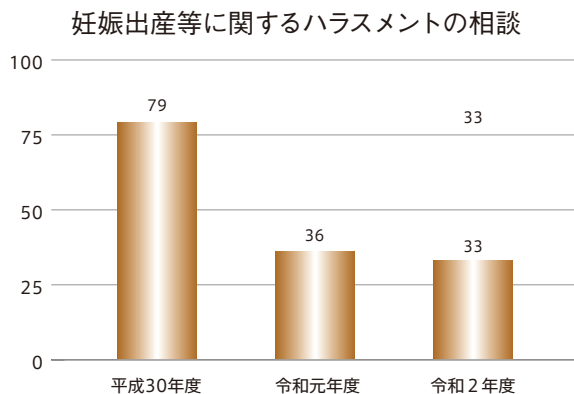
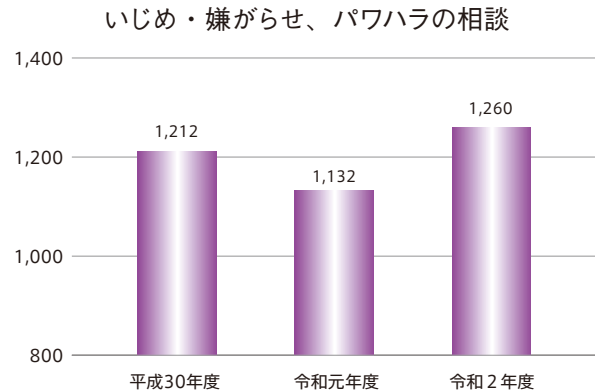
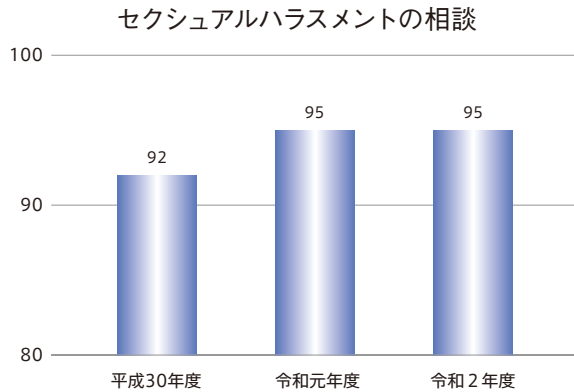
あかるい職場応援団
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。

NOハラスメント



青森労働局に寄せられた相談件数



※セクシュアルハラスメントや妊娠出産等に関するハラスメント、不利益取扱いの相談件数については、企業からの相談（法律や対策についての問合せ等）も含まれている。出所：青森労働局

2 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等の推進

（1）企業内最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

生産性向上のため、設備投資を行い、時間外労働の縮減や賃金引上げ等雇用管理改善に取り組む事業主を支援するため、業務改善助成金等の活用促進を図ります。

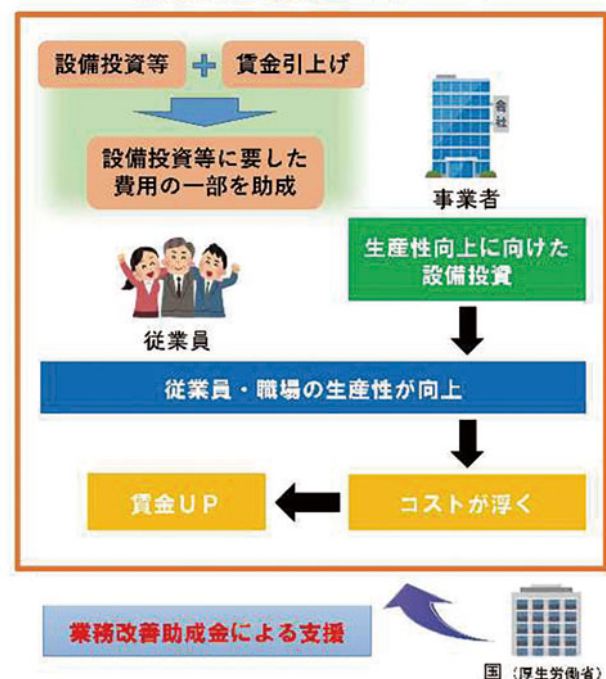
青森県内の業務改善助成金の活用事例

事業所内の最低賃金を一定引き上げ、生産性向上のための設備投資などを行った場合の助成金です。

【医療業】

歯科医療器具の洗浄・滅菌作業について、高機能の洗浄・滅菌器の導入により洗浄等衛生保全作業時間が短縮・効率化され、労働能率の増進が実現した。

業務改善助成金のイメージ



(2) 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金について、幅広く周知を図るとともに、履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導を行います。



(3) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

各種説明会や報告徴収の機会を通じて、同一労働同一賃金などに取り組む先行企業の事例の収集及び周知を実施するほか、非正規労働者の正社員化や処遇改善に取り組んだ事業主に対してキャリアアップ助成金による支援を行うことにより、更なる非正規雇用労働者の待遇改善に係る事業主の取組機運の醸成を図ります。

また「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、労務管理等の専門家による、業界別同一労働同一賃金マニュアル等を活用した支援を行います。

青森働き方改革推進支援センター 相談対応例

◆同一労働同一賃金〔清掃業〕

正社員については、勤続年数に応じた昇格制度があるが、パートタイマーの基本給は勤続年数にかかわらず職種ごとに一律に決めているため、勤続年数の長いパートタイマーから不満が寄せられている。

【アドバイス内容】

基本給を職種ごとに決めるのは良いと思うが、正社員と同様に毎年定期に人事評価等を行いその評価結果により、基本給の昇給を考えた方が良い。

また、業務に必要とされる資格を取得しているパートタイマーには、正社員と同様に資格手当等の支給を検討したほうが良いことを提案した。

多様な働き方の実現応援サイトに
支援ツールを公開しています

パートタイム・有期雇用労働法
の解説動画もあります！





【くるみん認定制度】

従業員の仕事と子育ての両立を図るための目標を達成するなど、一定の基準を満たした企業は「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けることができます。



県内の認定状況

くるみん 35社（49件）
プラチナくるみん 4社（4件）
（令和4年2月末時点）

【えるぼし】



【えるぼし認定制度】

女性の活躍推進に関する状況が優良であるなど、一定の基準を満たした企業は「女性活躍推進企業」として認定（えるぼし認定）を受けることができます。

【プラチナえるぼし】



県内の認定状況

えるぼし10社
（2段階目3社、3段階目7社）
（令和4年2月末時点）

【ユースエール認定制度】

若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の状況など、一定の基準を満たす優良な中小企業を認定する制度です。



県内の認定状況 17社
（令和4年2月末時点）

【障害者雇用に関する認定制度】

障害者の雇用の促進や安定に関する取組など一定の基準を満たす優良な中小企業を認定する制度です。



愛称（もにす）

企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて「ともになすむ」

◆青森労働局 〒030-8558 青森市新町二丁目4-25 青森合同庁舎

●総務部（5階）

総務課 Tel017-734-4111
労働保険徴収室 Tel017-734-4145

●労働基準部（2階）

監督課 Tel017-734-4112
健康安全課 Tel017-734-4113
労災補償課 Tel017-734-4115
賃金室 Tel017-734-4114

●職業安定部（7階）

職業安定課 Tel017-721-2000
需給調整事業室 Tel017-721-2000
職業対策課 Tel017-721-2003
訓練室 Tel017-721-2000

●雇用環境・均等室（8階）Tel017-734-4211

◆労働基準監督署・総合労働相談コーナー

青森労働基準監督署 〒030-0861 青森市長島一丁目3-5 青森第二合同庁舎8F

Tel・監督指導 017-734-4444 ・安全衛生課 017-715-5451
・労災課 017-715-5452 ・総合労働相談コーナー 017-715-5448

弘前労働基準監督署 〒036-8172 弘前市南富田町5-1 Tel0172-33-6411
八戸労働基準監督署 〒039-1166 八戸市根城九丁目13-9 八戸合同庁舎1F Tel0178-46-3311
五所川原労働基準監督署 〒037-0004 五所川原市唐笠柳字藤巻507-5 五所川原合同庁舎3F Tel0173-35-2309
十和田労働基準監督署 〒034-0082 十和田市西二番町14-12 十和田奥入瀬合同庁舎3F Tel0176-23-2780
むつ労働基準監督署 〒035-0072 むつ市金谷二丁目6-15 下北合同庁舎4F Tel0175-22-3136

◆ハローワーク

ハローワーク青森 〒030-0822 青森市中央二丁目10-10 Tel017-776-1561
ハローワーク八戸 〒031-0071 八戸市沼館四丁目7-120 Tel0178-22-8609
ハローワーク弘前 〒036-8502 弘前市南富田町5-1 Tel0172-38-8609
ハローワークむつ 〒035-0063 むつ市若松町10-3 Tel0175-22-1331
ハローワーク野辺地 〒039-3128 上北郡野辺地町字昼場12-1 Tel0175-64-8609
ハローワーク五所川原 〒037-0067 五所川原市敷島町37-6 Tel0173-34-3171
ハローワーク三沢 〒033-0031 三沢市桜町三丁目1-22 Tel0176-53-4178
ハローワーク十和田 〒034-0082 十和田市西二番町14-12 十和田奥入瀬合同庁舎1F Tel0176-23-5361
ハローワーク黒石 〒036-0383 黒石市緑町二丁目214 Tel0172-53-8609